

○厚木愛甲環境施設組合事務局規則

(平成16年4月1日)
規則第2号

改正 平成19年4月1日 規則第1号 |
平成23年4月1日 規則第2号 |

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木愛甲環境施設組合事務局（以下「事務局」という。）の組織及び所掌事務について必要な事項を定めるものとする。

(事務局の所掌事務)

第2条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 組合の総合調整に関する事項
- (2) 公印の管理に関する事項
- (3) 組織及び定数に関する事項
- (4) 広報及び広聴に関する事項
- (5) 予算及び財政計画に関する事項
- (6) 資金に関する事項
- (7) 議会に関する事項
- (8) 監査委員に関する事項
- (9) 文書及び統計に関する事項
- (10) 情報公開等に関する事項
- (11) 契約に関する事項
- (12) 組合財産の取得、管理及び処分に関する事項
- (13) 中間処理施設（ごみ焼却施設・粗大ごみ処理（破碎）施設）及び最終処分場の設置に関する事項

(会計課の設置)

第3条 会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、会計課を置く。

(臨時又は特別な事務、事業等の所掌)

第4条 管理者は、臨時若しくは特別な事務又は組合運営上重要な事務、事業に関しては、前条の規定にかかわらず、必要な所掌事務の定めをすることができる。

(その他)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。